

資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの

- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続き

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。

3 非常通信の料金

- (1) NTT東日本(株)以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) NTT東日本(株)の無線局に依頼又は利用する場合(非常電報が伝送される途中においてNTT東日本(株)の無線局を利用する場合も含む。)は、特別の場合を除き有料

第6 放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送局に放送を要請することができる。災害時に円滑な実施を図るため、平常時から関係機関と十分協議しておくものとする。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び防災行政無線番号		申込窓口
NHK甲府山梨放送	S58.7.1	(055) 255-2113	95-200-537	放送本部
	S58.7.1	昼(055) 231-3232 夜(055) 231-3250 (090-1555-8222)	95-200-538	
テレビ山梨	S58.7.1	昼(055) 232-1114 夜(055) 266-2966	95-200-539	(昼)報道局報道部 (夜)報道部長宅 放送部
エフエム富士	H2.2.28	(055) 228-6969	内6833	
イフエム八ヶ岳	H25.7.1	0551-36-6700		
日本初ワザビス	H27.4.1	(055) 251-7114		

第7 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

市もホームページを開設しているため、災害時には市の被害状況、避難所開設状況、ライフライン復旧状況等の災害情報を速やかに掲載するものとする。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

やまなし防災ポータル URL⇒<https://yamanashi.secure.force.com>
 韮崎市 URL⇒<https://www.city.nirasaki.lg.jp/>

第8 衛星携帯電話等の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難になった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、衛星携帯電話やトランシーバー等が利用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。

第9 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

第10節 消防対策

総務班 消防班
 峡北消防

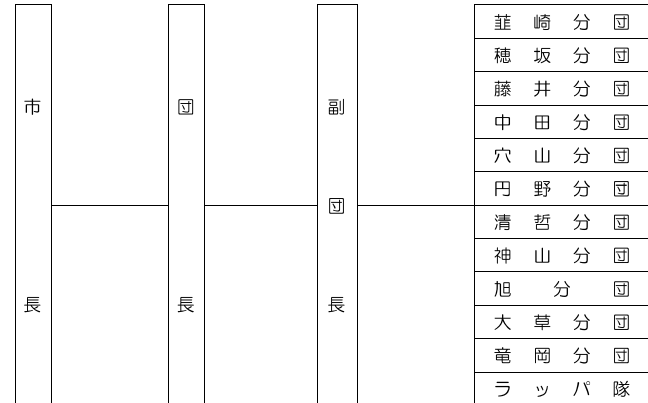
各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

- 1 峡北広域行政事務組合消防本部韮崎消防署
 峡北広域行政事務組合消防本部韮崎消防署が常備消防として設置され、火災の初期鎮圧と未然防止及び救急、救助の業務を行っている。
- 2 韮崎市消防団

本市の非常備消防として、韮崎市消防団が設置されている。

消防団の組織機構



※消防団出動体系

火災等発生地区	第一出動	第二次出動	第三次出動
葦崎	葦崎・穂坂・藤井・竜岡	葦崎	葦崎
穂坂	穂坂・葦崎・藤井	穂坂	穂坂
藤井	藤井・葦崎・穂坂・中田	藤井	藤井
中田	中田・藤井・穴山	中田	中田
穴山	穴山・中田・円野	穴山	穴山
円野	円野・穴山・清哲	葦崎 円野 清哲	円野
清哲	清哲・円野・神山	神山	神山
神山	神山・清哲・旭	旭	旭
旭	旭・神山・大草・竜岡	大草	大草
大草	大草・旭・竜岡・葦崎	竜岡	竜岡
竜岡	竜岡・旭・大草・葦崎		

資料編 ○消防力の現況

第2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、峡北広域行政事務組合消防本部消防計画の定めるところによる。

第3 消防力の整備拡充

現有消防力の保全整備に努めるとともに、施設装備の機械化、科学化を行い、火災を始め各種災害に対処しえる有事即応の体制を整えておく。

第4 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から副団長、各分団長を通じてN T T回線、SNS等で伝達する。又は、本部から班長以上へ消防団用メールマガジンで配信し、部長、班長を通じてN T T回線、SNS等で伝達する。また、これを補うため、必要に応じて本部から防災行政無線で直接伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認識したときは直ちに出勤しなければならない。

2 招集集結場所

原則として団員は所属する分団の器具置き場に集結すること。

3 人員報告

消防団長は、非常招集発令から完了までの間、随時集結状況等を本部長に報告すること。

第5 災害地への動員

1 動員方法

(1) 消防機関への伝達

市長は災害対策本部を設置した場合、その配備体制を直ちに消防長に連絡するものとする。消防長は、市長から災害対策本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときには直ちに出動できる体制を

確立するよう、通信連絡計画により、指示するものとする。

(2) 消防団の出動

災害発生時は、消防機関等は状況に応じて本部長の指示に従い、災害現場に出動する。

第6 火災防ぎょ計画

1 異常気象時火災防ぎょ計画

強風注意報、異常乾燥注意報等が発表されているとき発生した火災は延焼速度が迅速であり、かつ飛び火が必然的であるため、これに対応し得る警戒体制の強化、出動体制の増強等の措置を講ずる。

2 危険物火災防ぎょ計画

消防法に定める危険物は引火性、発火性を有し、時には爆発する危険があるため、対象物ごとに消防計画を樹立し、設備等については関係法令に定める保安基準により、位置、構造、設備をはじめ取扱の規制を行い、火災予防の万全を図るとともに非常災害に対応できる態勢を確立する。

3 協定締結市町村への連絡及び応援部隊への対応

火災等の災害発生時には、市は市の消防力だけでは消火が困難であると判断した場合には、「消防計画に伴う火災出動に関する細目協定書」に基づき応援を要請し、被害を最小限度に防止する。

(1) 協定締結市町村が応援出動する場合は、特別応援出動と普通応援出動とに分ける。

ア 普通応援出動とは、「消防計画に伴う火災出動に関する細目協定書」第3条第5項以上の火災をいう。

イ 特別応援出動とは、「消防計画に伴う火災出動に関する細目協定書」第3条第6項以上の火災をいう。

(2) 普通応援出動は、原則として1隊出動とし、特別応援出動は、関係市町村より特別要請があった部隊とする。

(3) 協定締結市町村間の出動区分及び出動台数は、「消防計画に伴う火災出動に関する細目協定書」の「応援出動区域及び出動台数」に定めるとおりとする。

(4) 他の消防機関に応援を要請する場合には、次の事項に留意して行うものとする。

ア 応援に必要な部隊数、資機材、活動内容

イ 集結場所への連絡員の派遣

ウ 延焼阻止線に近い水利への安全な誘導方法

資料編 ○消防計画に伴う火災出動に関する細目協定書

4 火災防ぎょ措置

火災が広域にわたり又は大規模である場合は、市は一体となり又は他の市町村等関係機関の応援を得て災害防ぎょを実施する。

(1) 消防組織法第44条第3項による非常事態発生の場合、知事から市長へ必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を帰するものとする。

(2) 峡北広域行政事務組合消防本部は、次の場合、「山梨県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部の消防長に応援を求めものとする。

ア 所轄消防本部の消防力によっては、防ぎょ、救助等が著しく困難と認めるとき。

イ 災害を防除するため、他の消防本部の保有する機械器具等が必要と認めるとき。

ウ 災害が他の消防本部の管轄内に拡大し、又は影響を与えるおそれのあるとき。

5 大火の際の応援部隊の誘導計画

(1) 応援部隊の集結場所の指定

- ア 応援部隊の集結場所を指定する。
- イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

- ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。
- イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

6 危険区域、特殊建物の防ぎょ計画

公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、木造大建築物等で火災が発生したならば人命の危険及び延焼の拡大のおそれのある建物又は地域に対して、あらかじめ次の事項に留意して、小地域毎に区画し、火災警防計画を樹立するものとする。

- (1) 出動部隊数
- (2) 防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分
- (3) 各部隊の到着順ごとの水利統制
- (4) 各部隊の進入担当方面
- (5) 使用放水口数及び所要ホース数
- (6) 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在
- (7) 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

7 消防水利の統制計画

各地区に、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を、次により樹立する。

- (1) 平常時の統制計画
- (2) 減水時の統制計画
- (3) 断水時の統制計画

8 飛火警戒計画

飛火によって、第二次及び第三次の火災が連続し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して樹立する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに自衛消防隊等の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配置につくことができるよう計画を策定するものとする。

(1) 飛火防ぎょ部隊の編成

- ア 飛火警戒隊（編成は所定防ぎょ部隊以外の予備部隊、このほか風下方面の自衛消防隊等）
飛火警戒隊は、飛火によって第二次、第三次の火災が発生したとき出動防ぎよする。

- イ 飛火巡ら隊（消防団若しくは自主防炎会等）
飛火巡ら隊は、飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回する。

(2) 飛火警戒の配置基準

- ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛消防隊等と飛火警戒に当たる。
- イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。
- ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒に当たる。

(3) 飛火警戒の要領

- ア 飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。
- イ 自衛消防隊等には、小型ポンプ、消火器、バケツ、火たたき等携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

9 防ぎょ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎょ手段により難しい場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して樹立するものとする。

(1) 防ぎょ線の種別

- ア 大防ぎょ線……大火災を防止する延焼阻止線
- イ 中小防ぎょ線……火災、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎょ線の設定要件

- 次の事項に留意して定める。
 - ア 地形、水利状況
 - イ 道路、公園、空地の有無
 - ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無
 - エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

- 防ぎょ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。
 - ア 所要部隊の配置と担当方面の指定
 - イ 応援部隊の集結場所の所定
 - ウ 各隊のとるべき水利と誘導方法の指定
 - エ 各隊のホースの延長数、進入部署
(地域内の防ぎょ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎょ線図には、消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

第7 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

市長又は峡北広域行政事務組合消防本部消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に県防災ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。これらの応援要請方法については、本章第3節「県防災ヘリコプターの出動要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるとおりである。

2 林野火災防ぎょ計画の樹立等

市長又は消防長は、林野火災防ぎょに当たって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機連携を保つ林野火災防ぎょ計画を策定するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）
- (2) 出動順路及び防ぎょ担当区域
- (3) 携行する消防資器材
- (4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法

- (5) 隊員の安全確保
 - ア 気象状況の急変による事故防止
 - イ 落石、転落等による事故防止
 - ウ 進入、退路の明確化
 - エ 隊及び隊員相互の連携
 - オ 地理精通者の確保
 - カ 隊員の服装
- (6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- (7) 防火線の設定
- (8) 県防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- (10) 消火薬剤及び資器材等の確保
- (11) 救急救護対策
- (12) 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
- (13) 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

3 資機材整備計画

本市が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、本編第2章第4節「消防予防計画」に定めるとおりであるが、市は林野火災を想定した資機材、水利等の整備に努めるものとする。

第11節 緊急輸送対策

総務班 商工観光班
 甲斐警察署

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市が対処できないときは、他市町村若しくは県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車等による輸送
- 2 機関車及び列車による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による輸送

第3 輸送力の確保

- 1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 市保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 民間車両
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、総務部総務班が行い、各部班は緊急輸送用の自動車を必要とするときは総務部総務班に依頼するものとする。

総務部総務班は、稼働可能な車両を掌握し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第12節「交通対策」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部班からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部総務班は、直ちに市内の公共的団体に属する自動車の借り上げを行う。これをもってしても不足する場合は、**商工観光班**が市内業者等の所有する自動車の借り上げを行い、必要台数を確保する。

なお、各自主防災組織及び事業所における輸送手段、車両等の確保あるいは調整は、自主防災会長又は事業主が実施するものとする。

ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、市内関係機関等に必要数の車両の提供を要請するほか、必要により応援協定に基づき協定締結市町村に協力を要請し、あるいは県に調達斡旋を要請する。

資料編

- 大規模災害時における相互援助協力に関する協定書
- 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
- 災害時における相互援助に関する協定書（山梨県市長会構成市）
- 災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）

2 汽車及び列車による輸送

自動車の使用が不可能な場合、又は汽車や列車によることが適当な場合は、これによる。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に県防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

県防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第3節「県防災ヘリコプターの出動要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 人夫等による輸送

前記1から3までによる輸送が不可能な場合は、人夫等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本章第28節「第7 労働力確保対策」の定めるところによる。

第4 緊急輸送路の確保

1 基本方針

- (1) 道路管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、緊急輸送路を確保する。
- (2) 緊急輸送路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。
- (3) 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、被災地周辺の都道府県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

2 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。なお、市域における指定緊急輸送道路は、次ページの別表のとおりである。

3 市による緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、市域の県指定緊急輸送道路と市役所、指定避難所、ヘリコプター主要発着場、救援物資集積所等市の防災活動拠点とを結ぶ道路を別表のとおり緊急輸送道路として指定している。

4 緊急輸送路確保のための措置

(1) 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

(2) 放置車両の撤去等

緊急輸送路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 信号機用電源附加装置の設置

緊急通行車両の円滑な進行を確保するため、緊急輸送路の主要交差点の信号機に停電用発電器を設置し、交混防止を図る。

(5) 障害物の撤去

緊急輸送路の障害物の撤去については、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を取る。

別表

区分	道路種別	路線名	距離 (km)
第一次緊急輸送道路	高速国道	中央自動車道 (西宮線)	
	一般国道	国道20号	11.4
	〃	国道141号	11.1
	主要地方道	葦崎南アルプス富士川線	3.8

第一次緊急輸送道路	主要地方道	甲府葦崎線	1.2
	〃	葦崎南アルプス中央線	12.7
	〃	茅野北社葦崎線	6.9
	〃	葦崎増富線	0.7
	〃	葦崎昇仙峡線	8.5
市指定緊急輸送道路	県道	島上条宮久保絵見堂線	11.8
	〃	武田八幡神社線	2.5
	〃	甘利山公園線	2.5
	〃	北原・下条南割線	3.3
	〃	穴山停車場線	2.3
	市道	葦崎1号線	1.7
	〃	葦崎2号線	2.1
	〃	葦崎3号線	0.4
	市指定緊急輸送道路	市道	葦崎4号線
〃		葦崎5号線	0.9
〃		葦崎6号線	1.9
〃		穂坂1号線	2.1
〃		穂坂2号線	1.4
〃		穂坂6号線	1.7
〃		穂坂8号線	1.8
〃		穂坂27号線	0.8
〃		穂坂44号線	1.0
〃		穂坂77号線	1.3
〃		藤井1号線	1.2
〃		藤井2号線	1.5
〃		藤井4号線	1.7
〃		藤井6号線	4.5
〃		藤井9号線	1.2
〃		中田1号線	2.0
〃		穴山1号線	1.4
〃		穴山2号線	1.9
〃		清哲1号線	1.0
〃		清哲2号線	0.6
〃	神山1号線	1.2	
〃	旭25号線	2.6	
〃	旭65号線	1.4	
〃	旭66号線	0.3	
〃	大草1号線	1.2	
〃	大草2号線	1.7	

//	大草3号線	1.0
//	竜岡1号線	1.6
//	竜岡3号線	0.7
//	竜岡38号線	0.9

第12節 交通対策

総務班 建設班
峡北消防 甲斐警察署

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者をとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合には、建設部建設班を中心に調査班を編成し道路の被害状況を調査する。

(2) 消防団や自主防災組織から各地区の道路被害の状況を収集し、被害状況の把握に努める。

(3) 調査班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(4) 市本部は、調査班等から収集した情報を甲斐警察署や峡北広域行政事務組合消防本部、他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋りょうの応急補強等必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては甲斐警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定する等、円滑な交通の確保に努める。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制対策

1 異常気象時における道路通行規制

市域において異常気象時に規制を受ける道路の通行規制区間及び危険内容等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○異常気象時における道路通行規制区間及び基準

2 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会 甲斐警察署長 警察官	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他緊急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認められる場合 道路法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条第1項 道路交通法第5条第1項 道路交通法第6条第4項

3 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋りょうの応急措置を建設部建設班に指示して行い、甲斐警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

4 甲斐警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

(1) 甲斐警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

(2) 公安委員会が規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

(3) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の運行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(4) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

5 道路管理者の措置

道路管理者は、道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止するため、必要が

あると認めるときは、通行を規制するものとする。

また、交通規制を行った場合は、甲斐警察署長に通知するものとする。

6 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めるときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

- (1) 規制の対象
- (2) 規制する区域又は区間
- (3) 規制する期間

7 交通規制の標示

(1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。

(2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

8 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標 識 の 種 別	位 置
通 行 の 禁 止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通 行 制 限	通行を制限する前面の道路
迂 回 路 線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

第3 交通情報及び広報活動

市は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

また、警察・消防・自衛隊活動等に支障が出ないように把握した情報をアラートで速やかに伝達するとともに、市民へホームページやにらさき防災・行政ナビ等の手段により情報提供を行う。

第4 災害出動車両の有料道路の取り扱い

道路交通法施行令第3条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い

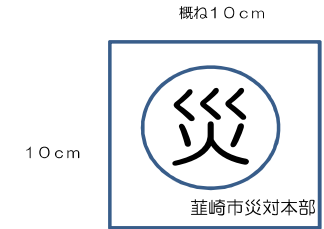
災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者（総務部総務班）が作成した上の表示を貼付した車両を無料とする。

2 災害復旧等の出動の取扱い

- (1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、地域振興局（企画振興部、建設部）、市、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。
- (2) 申し出を受けた関係機関は、次の内容を下記有料道路管理者に速やかに通報する。

- ア 通行予定時刻
- イ 目的
- ウ 行先
- エ 車両数
- オ 通行区間
- カ 代表者氏名

通 報 先	電 話 番 号
山梨県道路公社	055-226-3835
中日本高速道路㈱八王子支社	042-691-1171



(3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めるとき通行料を無料とする。

(4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者（総務部総務班）が作成した上（通行車両の責任者（総務部総務班）が作成して貼付する。）の表示を貼付する。

第5 運転者の執るべき措置

1 走行中の運転者の措置

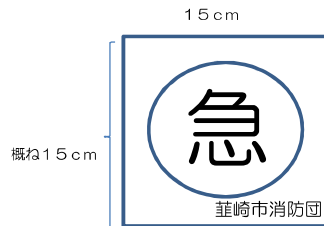
- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。



第6 緊急通行車両の確認申請

- 1 災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、甲斐警察署及び交通検問所等において実施する。
- 2 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。
- 3 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

 - (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に従事するもの
 - (3) 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの
 - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの
 - (5) 施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
 - (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
 - (8) 緊急輸送の確保に従事するもの
 - (9) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に従事するもの
- 4 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付
 - (1) 確認の申出

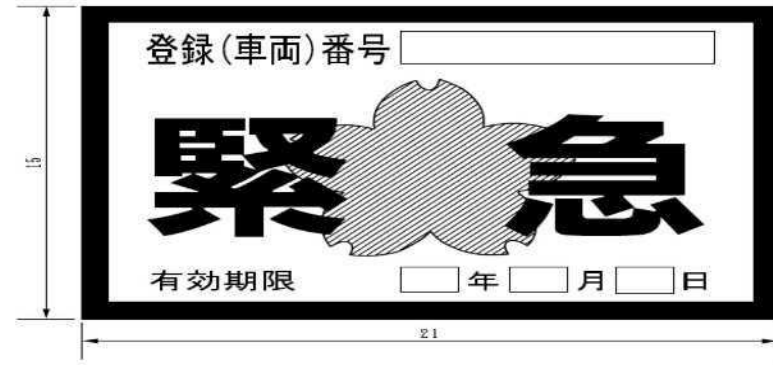
車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。
 - (2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式）が交付される。
 - (3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

別図

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第13節 災害救助法による救助

全部班・機関共通

災害が発生した際に、一定規模以上の災害が発生した場合は、速やかに災害救助法の適用を受け、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 市における災害救助事務

市における災害救助事務の一般的な手順は次のとおりである。

なお、災害救助法を行うにあたり使用する各種様式は、資料編掲載の「各種救助に係る様式」及び「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式によるものとする。

段階	実施要項	内 容	留意事項
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 避難所運営マニュアル作成	福祉避難所の設置に配慮
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班を設け、調査責任者を置く。 2 市内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	調査班の編成
	被害の状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 職員の地区担当責任者の出勤、調査班による調査 「被災世帯調査原票」（様式4）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助被災世帯の集計 ・「世帯別被害調査表」（様式2）の作成 ・「地区別被害状況調査表」（様式1）の作成	
災害発生直後	被害状況報告（発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○ 被害状況即報 市 → 防災危機管理課 ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1）、「世帯別被害調査表」（様式2） 市→福祉保健部→福祉保健総務課 【災害対策本部が設置されているとき】 ○ 被害状況即報 市→中北地域県民センター→県災害対策本部 ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1）「世帯別被害調査表」（様式2） 市→福祉保健部→福祉保健総務班 ※災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに県災害対策本部及び防災危機管理課へ報告	

災害救助法適用後	災害救助法の適用要請	市→防災局→防災危機管理課	電話等で要請、後で文書提出	
	避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員のパシ遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	概要を電話、FAX等で報告	
	被災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借上げ		
	炊出しその他による食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握		
	飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械、器具の借上げ		
	医療・助産	救護班の派遣要請等	県医療救護対策本部（医務課、保健所）、葦崎市医師会、北巨摩医師会、葦崎市歯科医師会への医療救護班の派遣要請等	
		救護班によらない医療の実施	1 葦崎市医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	
		死体の捜索	1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	
		死体の処理	死体安置所の確保、処理の実施	
		埋火葬	1 火葬（埋葬）の実施 2 棺、骨つぼ代支給	
災害救助法適用後	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告		
	被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与		
	学用品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与		
	障害物の除去	1 対象世帯の選定 2 実施計画		
	義援金受付開始	受付窓口の設置等		
災害救助法適用後	中間報告	1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告		
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況		
	応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施工		
	住宅の応急修理	対象世帯選定 → 実施計画 → 大工左官等雇上	業者委託も可	
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは、救助期間内に要請		
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始		
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始		
第三段階	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始		
	確定報告	文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告		

資料編 ○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式
○各種救助に係る様式

第2 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

(1) 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	被 害 世 帯 数
15,000人以上 30,000人未満	50世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	被 害 世 帯 数
15,000人以上 30,000人未満	25世帯

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 市の被害が(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認められた場合

2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- ① 全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ② 半壊（又は半焼）住家2世帯で、住家滅失1世帯として換算
- ③ 床上浸水及び土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

第3 災害救助法の適用手続

1 災害に際し、市域における災害が前記「第1 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。

2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は知事がこれを行い、市長は知事が行う救助を補助するものとする。

ただし、知事は、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を市長が行うこととした場合は、直ちにその旨公示する。

第5 災害救助法による救助

1 避難

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

費 用	加 算	備 考
1人1日当たり 330円以内	福祉避難所は、特別な配慮のために 供与した通常実費	避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇 上費、消耗器材費、建物・器物の使用謝金、借上 費又は購入費、光熱水費、仮設便所など設置費

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってして、住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

(ア) プレハブ業界との協定により必要資材及び数量を確保する。

(イ) 敷地は、市民の協力を得て選定する。

(ウ) 設置は、直営、請負又はリース等とする。

ウ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着 工 期 限	備 考
1戸当たり 平均29.7m ²	1戸当たり 5,714千円以内	災害発生の日から 20日以内	費用は、整地費、建築費、附帯工事費、労務費、 輸送費、事務費等の一切の経費

エ 供与期間

建設工事が完了してから2カ年以内とする。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者

(ア) 住宅が半壊又は半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めない者

(イ) 自らの資力をもってして、応急修理ができない者

イ 応急修理の規模及び期間

費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
1戸当たり595千円以内 ※半壊又は半焼に準ずる程度 1戸当たり300千円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内	居室、炊事場、便所等必要 欠くことのできない場所	費用は、原材料費、労 務費、輸送費、事務費

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全壊、全壊、流失、半壊、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,160円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

4 生活必需品の給付又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

- ア 全壊、全壊、流失、半壊、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需品資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す ごとに加算
全 全 流	壊 焼 夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	壊 焼 冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半 半 床 上 浸 水	壊 焼 夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	壊 焼 冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

5 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容
- ・看護

(4) 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

6 助産

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

- ・分娩の介助
- ・分娩前後の処置
- ・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

- ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費
- イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

7 救出

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内

8 障害物の除去

(1) 対象

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
- ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
- エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生の日から 10日以内	1世帯当たり 137,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費又は 購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

9 死体の捜索

- (1) 捜索を受ける者 行方不明者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者
- (2) 捜索期間 災害発生の日から10日以内
- (3) 費用 捜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等

10 死体の処理

- (1) 処理を行う場合
災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うもの
- (2) 処理の方法
救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。
- (3) 処理期間
災害発生の日から10日以内
- (4) 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,500円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,400円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

11 死体の埋葬

- (1) 死体の埋葬を行うとき
ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること
イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
- (2) 埋葬の方法
救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。
- (3) 埋葬の期間
災害発生の日から10日以内
- (4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備 考
1体当たり215,200円以内	1体当たり172,000円以内	棺（付属品を含む）、骨壺及び骨箱、火葬代、職員雇上費

12 教科書等学用品の給与

- (1) 給与を受ける者
住家の全壊、全壊、流失、半壊、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒
- (2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学生徒）
		正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4,500円以内 中学生徒 1人当たり 4,800円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒 1人当たり 5,200円以内

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第14節 避難対策

総務班	市民生活班
福祉班	教育班
消防班	峡北消防
甲斐警察署	

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難指示

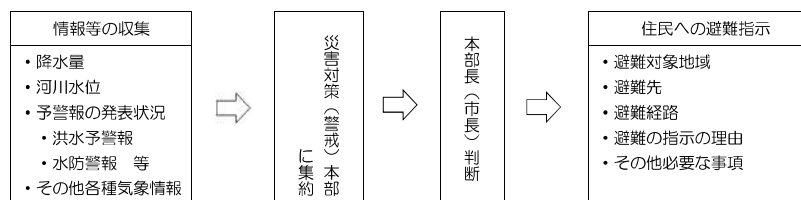
- 1 避難の実施責任者
避難のための実施責任者は次のとおりであるが、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行して避難の勧告・指示を行う。（災害対策基本法第60条第6項）
ア 市長（災害対策基本法第60条）
イ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
ウ 水防管理者（水防法第29条）
エ 消防職員、団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
オ 警察官（災害対策基本法第61条、消防法第36条において準用する同法第28条、警察官職務執行法第4条）

2 避難の報告及び通知

報 告 者	報 告 先	根 拠 法 令
市 長	知 事	災害対策基本法
知 事（ 県 職 員 ）	警 察 署 長	地すべり等防止法に基づく指示の場合
水 防 管 理 者	警 察 署 長	水防法に基づく指示の場合
警 察 官	市 公 安 委 員 会 長	災害対策基本法に基づく指示の場合 警察官職務執行法に基づく指示の場合

3 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難指示を行う。



4 避難指示の伝達方法

- (1) 市長は、避難のための立退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。
- (2) 避難の勧告又は指示は災害対策本部の広報活動によるが、指示を発した場合は、自主防災組織等を十分活用して、避難区域の住民に周知の徹底に努めるものとする。

第2 警戒区域の設定

1 市長の措置

市長は、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所において、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該地区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができる。

3 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

第3 避難場所と避難所の定義等

避難場所には、次のとおり「避難場所」と「避難所」があり、それぞれ目的や対象者等により細かく区分される。

1 避難場所

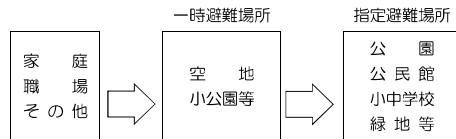
(1) 避難場所の種類

避難場所は、地震等の突発性災害が発生した時に一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、次の2種類がある。

区 分	定 義
一時避難場所	自治会や自主防災会の組や班ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「小公園」等の広場をいう。
指定避難場所	自治会や自主防災会で集合し、避難した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「公園」・「公民館」・「小中高等学校」等の緑地、グラウンド等をいう。

(2) 避難場所等への避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次の系統図に従って避難地等へ避難するものとする。



2 避難所

(1) 避難所の種類

避難者を一時的に滞在又は避難生活を送るための施設で、市が災害対策基本法第49条の4及び同法第49条の7に基づき指定する「学校」、「公民館」、「体育施設」、「文化施設」、「保健福祉施設」等の公共施設と災害協定に基づき、開設する民間事業者等が管理する施設がある。

区 分	利用対象	内 容
指定避難所 (法第49条の7)	市が指定する対象地区住民及び当該地区滞行者	災害が発生した時に、自宅等から立退き避難する場合に、一定期間滞在する施設である。避難者は自宅の修理等が終わり帰宅又は、応急仮設住宅等へ引越すまでの間を過ごす。 開設期間：発災から概ね4日以降から避難所閉鎖まで
指定福祉避難所 (法第49条の7)	市民や市内滞行者のうちの要配慮者及びその介助者	災害が発生又は発生する恐れがある時に、自宅等から立退き避難する場合に、一定期間滞在する施設である。避難者は発災の恐れが無くなった時や自宅の修理等が終わり帰宅、又は応急仮設住宅等へ引越すまでの間を過ごす。 開設期間：発災する恐れがあり開設してから避難所閉鎖まで
指定緊急避難場所 (法第49条の4)	市民及び市内滞行者など	災害が発生する恐れがある時に、現在の場所から立退き避難する場合に、最寄りで一定期間滞在する施設である。避難者は災害が発生する恐れが無くなり帰宅、又は災害が発生して復旧まで長期化し指定避難所へ移動する必要があるまでの間を過ごす。 なお、指定緊急避難場所は、指定避難所及び指定福祉避難所と同じ施設とし、避難者の対象地区は設けない。 開設期間：発災する恐れがあり開設してから発災後概ね3日又は閉鎖まで
協定に基づく福祉避難所	市民や市内滞行者のうちの要配慮者及び介助者	指定福祉避難所が避難者を受け入れ出来なくなることが見込まれるときに、協定に基づき民間事業者へ要請して開設する民間事業者等が管理する施設。詳細は指定福祉避難所と同じ。 開設期間：要請による開設から避難所閉鎖まで
自主避難所	開設者が認める者	災害が発生又は発生する恐れがある時に、自主防災会等が地区公民館（分館等）に開設する施設。指定はされていないため、職員の派遣は無し。 開設期間：開設者が決める期間

(2) 指定基準

災害対策基本法施行令第20条の3又は第20条の6に示す基準を満たすことが前提であり、その中での留意事項は次のとおり。

区 分	定 義
避難所	※ 避難所を選定するに当たっては、次の点に留意する。 ○ 洪水等の危険が見込まれる避難地域は避ける。 ○ 建築物は、耐震・耐火性の高い建物を選定する。 ○ 避難生活が数週間以上にも及びぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。 ○ 空き地を避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達を併せて検討する。 ※ 避難地を避難所に指定することは可能

資料編 ○指定避難所（地震）、（土砂災害・洪水）
○指定避難場所一覧

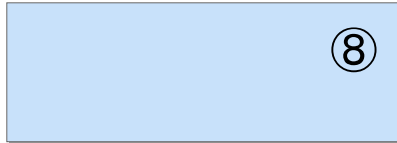
第4 避難計画の作成

市は地域住民の意見を取入れ、避難計画を作成し、自主防災組織等の単位毎に避難組織の整備に努めるものとする。

なお、この計画の作成に当たって、県の指導を求めるものとする。

1 避難計画の概要

- (1) 防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検
- (2) 災害別地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- (3) 危険地域、危険施設物等の所在場所
- (4) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (5) 集合地・避難経路、誘導方法
- (6) 避難の際の携帯品の制限
- (7) 収容者の安全管理
- (8) 負傷者の救護方法



2 避難(場)所等の選定基準

- (1) 避難所における避難民の1人当りの必要面積は、おおむね3㎡以上とする。
- (2) 避難場所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 避難(場)所は、がけ崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。
- (4) 避難(場)所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所ではできる限り避けて選定する。

3 避難道路

- (1) 避難道路沿いには、がけ崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

第5 避難方法

1 避難の方法・誘導

住民が安全、迅速に避難するため、消防団等の協力を得て、自主防災組織(自治会)単位であらかじめ設定した集合地に集まり安否確認を行い、指定された避難所へ避難するものとする。市は、必要により要所に誘導員を配置し、また夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の避難にあたっては、避難の順位を優先させる等の配慮をする。

2 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

3 住民の措置

災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や市の行う広報等に注意しながら、避難するものとする。

4 避難終了後の確認措置

- (1) 避難の勧告又は指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の勧告又は指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第6 避難所の開設及び運営

資料編「避難所運営マニュアル」を参照。

避難所の運営は生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮するよう「避難所運営マニュアル」の見直しを進める。改訂後はHP等で周知し、地区長連合会総会、自主防災連絡協議会などで周知する。

資料編 ○避難所一覧 ○避難所運営マニュアル

第7 要配慮者対策

避難所開設時には、乳幼児、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮するものとするが、特に、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等に対しては、要配慮者専用スペースを確保するほか、指定福祉避難所を開設し、必要なスタッフを確保するものとする。開設、運営は、福祉班が市社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

指定福祉避難所開設施設

施設名	所在地	電話番号
老人福祉センター	韮崎市大草町若尾1680	(0551) 22-6944
大草デイサービスセンター(こぶし荘)	//	(0551) 23-5080
旧なごみの郷穴山	韮崎市穴山町4411	(0551) 25-6068

第8 防災対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一とし必要な措置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等、適切な処置を行うものとする。
- 2 豪雨による浸水等児童生徒の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な措置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎外に退避する場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるようにするものとする。

第9 帰宅困難者、滞留者の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、市、警察、JR東日本韮崎駅、山梨交通(株)韮崎営業所は、相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。

帰宅困難者並びに滞留者向けに、一時避難所を開設した場合は、JR東日本韮崎駅、市内宿泊業者等に避難所開設の連絡をし、帰宅困難者等が速やかに避難できるよう努めるものとする。

第15節 医療助産対策

保健班 医療部

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときには市長が行うものとする。

第2 医療救護所

1 医療救護所の設置

災害発生時に医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生した場合等において、災害対策本部の指示により、保健班は市管理の学校施設等に医療救護所の設置を行う。なお、設置の際は「医療救護所設置運営マニュアル」に定める手順により設置を行うものとする。

2 医療救護班の要請

保健班は、地区医師会及び地区歯科医師会に対し、医療救護班の派遣を要請する。なお、地区医師会及び地区歯科医師会による派遣ができない場合及び医療救護所に従事する班員が不足となった場合は、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

3 医療救護所の運営

保健班は救護所となる施設の防災備蓄倉庫より資器材を搬出し、派遣された医療班と共に救護内容の把握の上、災害対策本部と必要な連絡調整を図りながら医療救護所の運営を行う。

資料編「医療救護所設置運営マニュアル」を参照。

資料編	○医療救護所設置運営マニュアル ○市内医療機関一覧
-----	------------------------------

第3 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診察、消防機関等と連携した傷病者等の受入れ及び搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

本市の属する中北地区における災害拠点病院等は、下図のとおりである。

	病院名	住所	電話 (防災電話) 衛星携帯電話
基幹災害拠点病院	山梨県立中央病院	甲府市富士見1丁目1番1号	055-253-7111 (9-210-9-) 090-3097-5008
基幹災害支援病院	山梨大学医学部付属病院	中央市下河東1110番地	055-273-1111 (9-220-1-081) 080-1234-8935
	山梨赤十字病院	富士河口湖町船津6663番地1	0555-72-2222 (9-220-1-082) 090-3245-7266
地域災害拠点病院	韮崎市立病院	韮崎市本町3丁目5番3号	0551-22-1221 (9-220-1-087) 090-1439-7573
	白根徳洲会病院	南アルプス市西野2294番地2	055-283-3131 (9-220-1-088) 080-2257-9543

	病院名	住所	電話 衛星携帯電話
地域災害支援病院	恵信韮崎相互病院	韮崎市一ツ谷1865番地1	0551-22-2521 080-2584-6526
	武川医院	昭和町飯喰1277番地	055-275-7311 080-8764-8644
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440番地	055-279-0222 080-2584-6517
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150番地	055-279-0111 080-8764-8643
	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287番地	055-276-1155 080-8764-8640
	高原病院	南アルプス市前沢255番地	055-282-1455 080-8764-5718
	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340番地	055-283-3131 090-4841-7520
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750番地	055-282-1107 080-8764-8645
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773番地	0551-42-2221 080-2584-6519
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954番地	0551-32-3221 080-2584-6522

第4 精神保健医療対策

精神障害者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、市内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとするが、対応が困難な場合等には、県救護本部（健康増進課）に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請するものとする。

第5 被災傷病者等の搬送体制の確保

1 緊急搬送の対象

- (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、経路を選択し行うものとする。

- (1) 搬送手段
 - ア 救急車
 - イ 庁用車両
 - ウ 自家用車両
 - エ 県防災ヘリコプター
- (2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

(3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

傷病者搬送体制

- 情報連絡体制……傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報を把握できるように、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、おおよその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、甲斐警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

第6 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 避難所等の生活、保健、医療情報

2 災害医療情報の提供

- (1) 市は、次の医療情報を住民に提供しよう努めるものとする。
 - ア 診療可能な医療機関の情報
名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等
 - イ 医療救護所等に関する情報等
医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等
- (2) 市は医療機関等から次の情報を収集し、家族等からの照会に対し、回答に努める。
 - ア 被災入院患者の氏名
 - イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先
 - ウ 診療機能に関する情報全般

第16節 防疫対策

市民生活班 保健班

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 市の防疫組織

市民生活部市民生活班は、保健班とともに韮崎市医師会の協力を得て防疫組織を編成し、中北保健所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下、この節において「法施行規則」という。）第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 その他

法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第3 防疫用資器材及び薬剤

1 防疫用資器材

防疫用資器材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が保有しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

3 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

資料編	○大規模災害時における相互援助協力に関する協定書 ○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 ○災害時における相互援助に関する協定書（山梨県市長会構成市） ○災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）
-----	---

第17節 食料供給対策

総務班	税務収納班	市民生活班
福祉班	長寿介護班	

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊出し、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊出しの対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とするものとする。

3 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食あたり精米180グラム（玄米200グラム）とする。
- (2) 乳児及び幼児用ミルク（母乳代替食品）
乳児及び幼児用粉ミルクについては、必要量を市内の薬局等から調達するものとし、液体ミルクは備蓄品から供給するものとする。

第3 食糧の供給計画

1 事前措置

市は、食糧の供給計画の策定にあたっては、「山梨県地震被害想定調査報告書」の本市における避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

2 備蓄物資の供給

市は、備蓄倉庫に備蓄する食料を被災者に供給する。

3 応急用米穀の確保

市の備蓄分では不足する場合には、次により調達を行う。

- (1) 市内の米穀販売業者から購入する。
- (2) 協定締結市町村に必要な量の米穀の供給を依頼する。

4 災害救助用米穀の緊急引渡（災害救助法発動時）

- (1) 市長と知事の間で連絡がつく場合

ア 希望数量、引渡場所及び引渡方法を把握のうえ、知事に対し要請を行う。

イ 要請を受けた知事は農林水産省政策統括官へ政府所有米の引渡しに関する情報を事前連絡したうえで、指定様式で要請する。

ウ 引渡要請を受けた政策統括官は、受託事業者及び県又は市と連絡調整を行い供給する米穀及び引渡方法を決定する。

エ 米穀の引渡場所からの、輸送を市が行う。

- (2) 市長と知事の間で連絡がつかない場合

ア 希望数量、引渡場所及び引渡方法、担当者名および連絡先を政策統括官へ電話及びFAX又はメールで連絡する。

イ 連絡がついた段階で知事へ、政策統括官へ連絡した内容を連絡するとともに、指定様式で要請する。

ウ 要請を受けた知事は農林水産省政策統括官へ政府所有米の引渡しに関する情報を事前連絡したうえで、指定様式で要請する。

エ 引渡要請を受けた政策統括官は、受託事業者及び県又は市と連絡調整を行い供給する米穀及び引渡方法を決定する。

オ 米穀の引渡場所からの、輸送を市が行う。

5 弁当、乾パン及びパンの確保

被災者への食料供給は、状況により弁当、乾パン等の供給が適当と判断した場合は、市内の協定締結事業者をはじめ、仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、商工会等に協力を要請し、弁当、乾パン及びパンを確保する。

第18節 生活必需物資等救援対策

6 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、市内の食料販売業者、また商工会等に協力を要請し、確保するものとする。

調達時の留意事項

- ① 被災者の年齢、季節、食物アレルギー等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調整粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。
- ② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資料編 ○備蓄倉庫の状況
○大規模災害時における相互援助協力に関する協定書
○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
○災害時における相互援助に関する協定書（山梨県市長会構成市）
○災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）

第4 食料集積所の確保

- 1 他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等に関係機関に周知する。
- 2 上記1で定める施設の使用が困難な場合には、韮崎郵便局と締結する「災害時における相互援助に関する覚書」に基づき郵便局施設の提供を要請する。
- 3 当該施設に搬送された救援食料等は、市民生活部市民班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。
なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

名 称	所 在 地	連 絡 先
韮崎市営総合運動場（体育館）	韮崎市本町4丁目9番25号	(0551) 22-0498
韮崎市勤労青年センター	韮崎市穂坂町宮久保5136番地2	(0551) 22-8274

資料編 ○災害時における相互援助に関する覚書

第5 炊出しの実施

- 1 炊出し場所
炊出しのための施設は、市内小中学校の給食調理場の施設等を必要により利用するものとし、状況によっては各避難所で炊出しを実施する。
- 2 炊出し従事者
炊出しの従事者は、福祉部福祉班を中心とする市職員をもってあてるほか、協力者として日赤奉仕団、ボランティア、自主防災組織等の協力を得るものとする。

第6 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成及び家族の疾病やアレルギー等の状況に応じた食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

災害により住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらを直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の生活必需品の給（貸）与を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者
住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目
給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、塵紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

3 生活必需品等の確保

- (1) 市内業者等からの調達
商店あるいは梨北農業協同組合、韮崎市商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。
- (2) 応援協定に基づく調達
上記(1)でも必要な生活必需物資が供給できない場合には、協定締結市町村へ供給を依頼する。
- (3) 県への応援要請
大規模な災害により他市町村からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合には、県に斡旋を要請する。

- ① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- ② 季節や被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- ③ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

資料編 ○大規模災害時における相互援助協力に関する協定書
○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
○災害時における相互援助に関する協定書（山梨県市長会構成市）
○災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）

4 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起った場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

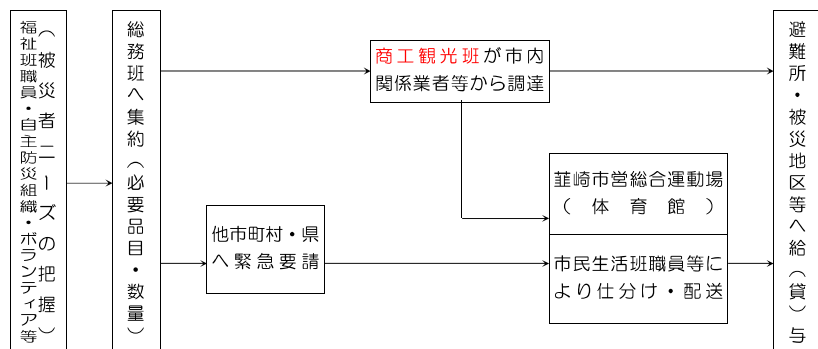
第3 救援物資集積所の確保

- 1 県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。
 - 2 上記1で定める施設の使用が困難な場合には、葦崎郵便局と締結する「災害時における相互援助に関する覚書」に基づき郵便局施設の提供を要請する。
 - 3 当該施設に搬送された救援物資等は、市民生活部市民生活班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。
- なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

名 称	所 在 地	連 絡 先
葦崎市営総合運動場（体育館）	葦崎市本町4丁目9番25号	(0551) 22-0498

資料編 ○災害時における相互援助に関する覚書

生活必需品の供給フロー



第4 「山梨県小災害内規」による給与

災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第19節 飲料水確保対策

災害のため飲料水が、こぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 給水活動

1 水の確保方法

市は、次により応急給水用飲料水の確保をする。

- (1) 配水池等構造物
拠点構造物に対する緊急遮断弁の設置等
- (2) 震災対策用貯水タンク
関係各課が連携して整備
- (3) 予備水源
地下水や湧水の確保等（を含む民間水源等）
- (4) 住民の備蓄
- (5) 応援協定に基づく緊急調達
必要量が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から調達し供給する。

資料編 ○大規模災害時における相互援助協力に関する協定書
○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
○災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）

2 必要給水量

給水は、一人一日3リットルを確保するものとする。

3 応急給水方法

市は、次により応急給水を実施する。

- (1) 近隣の水道から給水車、給水タンク車を用いて被災者救護所、救急病院、給食提供所等緊急性の高いところから優先して運搬給水を実施する。
- (2) 指定避難所等での拠点給水を実施する。
- (3) 仮設給水栓、仮設配水管による給水を実施する。
- (4) 溜水、河川水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

4 応急給水資機材

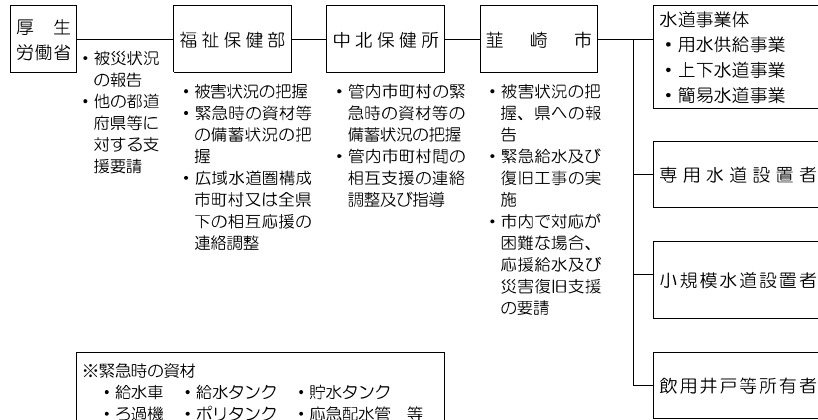
市は、次の資機材等により応急給水を実施する。

- (1) 給水車、タンクとセットした給水タンク車（タンクによってはポンプも用意）
- (2) 小型発電機
- (3) 応急給水用ポリタンク、ポリ袋
- (4) ろ過機

資料編 ○応急給水用資器材等保有状況

災害時における飲料水確保対策

・自衛隊の出動要請



- ① 給水の優先順位
給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。
- ② 要配慮者への対応
一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第4 給水施設の応急復旧

1 被害状況等の把握

上下水道部水道班は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。

被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

2 応急復旧活動の実施

復旧にあたっては、被害の状況により水道事業指定工事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な応急復旧活動を行う。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足する場合には、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努めるものとする。

第5 広報の実施

市は給水を行う場合、混乱が生じないよう、次の事項について広報する。

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、防災行政無線、広報車等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により給水場所・時間、給水方法、水質についての注意事項等について被災地の住民に周知を図る。

第6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きするなどの措置を行うよう、あらかじめ広報紙等を通じて広報を行う。

第20節 応急教育対策

教育班

教育施設又は児童・生徒の被災により、通常の教育の実施が不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

市立の学校における災害応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときは、市長が市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、応急教育の実施予定場所を選定する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校の一部が被災したとき	① 特別教室、屋内運動場等の使用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用
市内の大部分が被災したとき	① 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設、民間施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築

2 教職員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 近隣校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

2 児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡、防災無線等によって保護者に伝える。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて授業打ち等の措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとし、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒を適切に避難させる。

4 健康管理

- (1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。
- (2) 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。
- (3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

- (1) 理科室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。
- (2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は市及び教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学校給食施設の措置及び活用計画

1 一定の地域、あるいは学校給食施設が災害を受けたため、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となったときは、この場合、次に掲げる事項については、特に留意するものとする。

- (1) 他の給食施設・設備の活用対策について
- (2) 給食物資及び作業員の確保対策について
- (3) 近隣の給食実施校よりの給食の援助対策について
- (4) 食中毒の予防対策について
- (5) 準要保護児童、生徒給食費補助金追加申請対策について

2 給食施設の復旧

給食施設の復旧計画に基づき、施設を整備し、給食用施設・備品の清掃及び消毒を行い、学校給食の再開に努めるものとする。

なお、被災時における施設の状況により、学校給食施設を一時的に住民への炊出し施設として活用することが考えられるので、施設、備品等は被災後直ちに利用できるよう最善の措置をとるものとする。

第5 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保に努めるとともに、速やかに学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給与は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第6 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 児童・生徒に対する地震予知情報又は災害情報の伝達、避難又は下校の督促、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- 2 各学校長は、被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織（登校班等）の整備工夫を行うものとする。
- 5 被災地域の児童・生徒が転入学を希望する場合は、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受入れ及び許可等を速やかに行う。

第7 災害に対する児童・生徒の事前指導

- 1 関係機関の実施する災害予防等の行事と呼応して、ポスター、標語等を通じ事故防止について認識させる。
- 2 学校は常に児童・生徒の事故防止のため計画的な教育活動の実施を図るとともに、正しい規律の確立に努め、外部諸機関との連携、家庭、PTAとの密接なる連絡を図るものとする。
- 3 各学校は、防災に対する計画を樹立して、災害による事故防止につとめるとともに、児童・生徒の避難訓練を実施して、人命保護の体制確立に万全を期するものとする。

第21節 廃棄物処理対策

市民生活班 農政班

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

第1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、中北林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

第2 ごみ処理

1 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

(1) 災害時のごみの収集は、峡北広域行政事務組合に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、峡北広域行政事務組合と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

(2) 収集場所は指定のごみ集積所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積所を設置し、緊急に収集、処理する必要のある地区から実施する。

3 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

4 処理方法

- (1) 可燃ごみ及び不燃ごみは、次表のごみ処理施設で処理する。
- (2) ごみ処理施設が被災した場合、あるいは処理能力を超えるごみが排出された場合は、環境衛生上支障のない場所を選び埋立処理又は焼却処理を行う。なお、ごみ処理施設以外の場所でごみの処理を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の定めにより県が命ずる環境衛生指導員の指示により実施する。
- (3) 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（中北林務環境事務所）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力
峡北広域行政事務組合 峡北広域環境衛生センター	蕪崎市龍岡町下條南割1895番地	0551- 22-3437	<ごみ処理施設> 80t/24H×2炉 <不燃物処理施設> 15t/5H

5 広報の実施

収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、防災行政無線や広報車等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

なお、ごみ集積所の管理・衛生については、自主防災組織等の協力を依頼して実施するものとする。

第3 し尿処理

1 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集ルートを確認する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

2 収集方法

し尿の収集は、峡北広域行政事務組合に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、峡北広域行政事務組合と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

3 処理方法

(1) し尿は、次表のし尿処理施設で処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力
峡北広域行政事務組合 峡北南部衛生センター	蕪崎市栄2丁目5番48号	0551-22-0089	72kl/日

(2) 処理施設が被災し、処理が困難な場合は、環境衛生上支障のない場所を選び埋立処理を行う。

なお、し尿処理施設以外の場所で処理を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の定めにより県が命ずる環境衛生指導員の指示により実施する。

(3) 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（中北林務環境事務所）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

4 仮設トイレの設置

断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

5 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を防災行政無線や広報車等により周知を図るものとする。

第4 災害廃棄物処理

1 発生量の把握

大規模災害発生時には、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な器材や仮置場を確保する。

2 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋など災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、公有地の中から仮置場を確保する。

3 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、分別収集体制の確保を図る。

4 がれきのリサイクル

応急活動後、市は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

第5 応援協力要請

市のみで廃棄物の処理業務が不可能又は困難な場合は、県（中北林務環境事務所）、他市町村に応援を要請し、速やかに収集・処理を行う。

また、市は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

第6 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、家畜処理取扱所で処理するものとするが、必要により環境上支障のない場所で焼却又は地下への埋せつ等を行う。

第2 2 節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

建設班 教育班

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資器材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から仮設住宅の設置委任を受けた場合は、市長は直ちにその設置に当たるものとする。

第2 供与及び修理の対象者

1 応急仮設住宅を供与する被災者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家が無い者であること。
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

ア 特定の資産のない失業者

イ 特定の資産のないひとり親家族

ウ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者

エ 特定の資産のない勤労者

オ 特定の資産のない小企業者

カ アからオまでに準ずる者

2 応急修理を受ける者

- (1) 災害によって住家が半焼、半壊又は一部損壊（損傷率10%以上20%未満）の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者。
- (2) 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者又は半壊した者で大規模な補修を行わなければ居住が困難な者であること。

3 応急修理の範囲及び期限

- (1) 居室、台所、トイレ等の日常生活で使用する最低限必要な箇所
- (2) 災害発生から1ヶ月以内に完了すること。

4 応急修理費

- (1) 半壊又は半焼した世帯 595,000円以内
- (2) 一部損壊（損傷率10%以上20%未満）の世帯 300,000円以内

第3 応急仮設住宅の設置場所

1 建設予定地

市は、応急仮設住宅の建設予定地として次の用地を選定している。応急仮設住宅建設の必要が生じた場合には、災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地に適切かつ迅速に建設するものとする。

応急仮設住宅建設用地

施設名	所在地	電話番号
葦崎市営総合運動場	葦崎市本町4丁目9番25号	(0551) 22-0498

2 建設用地の選定

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけで不足する場合は、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設する。

- 1 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- 2 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- 3 被災者の生業の見通しがたつ場所
- 4 がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

第4 建設資機材及び業者の確保

市は、市内建設業者に委託して仮設住宅の建設又は、応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については高齢者や障がい者等の災害時要配慮者に配慮するよう努める。

第5 入居者及び修理対象者の選考

1 市営住宅及び定住促進住宅への入居

市は、**市営住宅及び定住促進住宅管理条例**（平成9年条例第29号）及び**市定住促進住宅条例**（平成22年条例第27号）の規定に基づき、災害により住宅が滅失した者には、公募を問わず、優先的に入居させるものとする。

2 応急仮設住宅への入居又は住宅の応急処理

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考に当たっては、選考委員会等を設け、障がい者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員児童委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

第6 広報の方法

応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理等の募集に関する広報は、次により行う。

- (1) 防災行政無線
- (2) 市役所庁舎、各避難所等への掲示
- (3) チラシの配布
- (4) 市ホームページへの掲載

第7 管理及び処分

- 1 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- 2 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第23節 救出計画

総務班	福祉班	こども子育て班
建設班	水道班	医療班
消防班		

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を捜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際ともに流され場合や、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある者とする。

第3 救出の方法

救出は災害の条件によって異なるが、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

1 救出活動

- (1) 救出活動は、消防部消防班並びに建設部建設班、上下水道部水道班等市職員が、救出資器材等を活用して実施する。必要により自主防災組織、市消防署等の協力を依頼する。

なお、市は、民生委員、地区自治会、自主防災組織等の協力を得て、平常時より妊産婦、乳幼児、ねたきり老人、身体障がい者等要配慮者の所在等の状況把握に努め、災害時に備えておくものとする。

- (2) 被災者の救出に当たっては、特に甲斐警察署に協力を要請するとともに、常に緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。

- (3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、市医師会など医療関係機関の協力を得るほか、本章第16節「医療助産対策」の定めるところにより実施する。

2 救出資器材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資器材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資器材では救出が困難な場合は、応援協定に基づき協定締結市町村に要請を行い必要な救助要員や救出資器材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資料編	○大規模災害時における相互援助協力に関する協定書
	○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
	○災害時における相互援助に関する協定書（山梨県市長会構成市）
	○災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）

第4 被災動物（ペット）等救護対策

市及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物（ペット）等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。

- 1 動物（ペット）収容施設の設置
- 2 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- 3 飼料の調達及び配布
- 4 動物（ペット）に関する相談の実施
- 5 動物（ペット）伝染病等のまん延防止措置
- 6 指定避難所における飼育動物（ペット）の適正管理 等

第24節 死体の捜索、処理及び埋葬計画

市民生活班	保健班
医療班	消防班
甲斐警察署	

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、捜索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

死体の捜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用され

た場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が実施するものとする。ただし、死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の捜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族等からの行方不明者の捜索依頼、受付は、市役所に相談窓口を設置し、甲斐警察署と連携を図りながら対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴など必要事項を記録する。

2 捜索活動

捜索活動は、市職員、消防団員のほか甲斐警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、捜索班を編成し実施する。また、必要により自主防災組織等地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の捜索中に死体を発見したときは、市本部及び甲斐警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 捜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、捜索を要請する。

第3 死体の処理

1 処理方法

- (1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。
- (2) 医療救護班が検案を行ういとまがない場合は、一般開業医が行うことができる。検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。
- (3) 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- (4) 死体の検案書を引継ぎ、死体処理票を作成する。

2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

3 死体収容（安置）所の開設

- (1) 本部長は、公共建物、寺院又は公園など死体収容に適当な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。
死体収容のため適当な既存建物がないうときは、天幕等を設置してこれの代用とする。
- (2) 死体収容（安置）所の開設に当たっては、葬儀業者に協力を要請し、納棺用品・仮葬祭用品等必要な資機器材を確保する。

4 身元確認

甲斐警察署、自主防災組織等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め死体を引き渡す。身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

第4 死体の埋火葬

1 埋葬の実施基準

遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合に、災害によって死亡した者を応急的に仮葬するものとする。

2 埋葬の実施方法

- (1) 火葬は、市営火葬場において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第引き渡す。

第25節 障害物除去計画

建設班

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に障害物の除去の実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 障害物除去の要領

障害物の除去は、建設部建設班が担当し、市内建設事業者等に請負わせて速やかに実施する。市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの

ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの

エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえ、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、市指定緊急輸送道路（本章第11節「緊急輸送対策」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとするが、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第26節 生活関連事業等の応急対策

総務班 峡北消防
甲斐警察署

第1 簡易ガス施設応急保安対策

1 ボンベハウス

(1) ボンベハウスに異常を認めたとき

- ア ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。
- イ 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。
- ウ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

(2) 周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し状況把握に努める。

2 導管

(1) 本支管及び供給管

- ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による機密検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

- ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

資料編 ○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域一覧

第2 液化石油ガス応急保安対策

1 災害対策組織

- (1) 警戒宣言が発せられた場合（社）山梨県エルピーガス協会に「地震災害対策本部」を設置する。
- (2) 発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、（社）山梨県エルピーガス協会に「災害対策本部」を設置する。

2 応急対策

- (1) 関係機関との連絡
- (2) 一般消費者向け広報
- (3) 応急復旧資機材の調達
- (4) 復旧要員の派遣

第3 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときは、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。
- イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等安全上の措置を講ずる。
- ウ 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。
- エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官に通報する。

(2) 市長の措置

- ア 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。
- イ 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、峡北広域行政事務組合消防本部及び甲斐警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。
- ウ 爆発又はそのおそれがあると認めたときは、峡北広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大防止を図る。
- エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

2 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

- ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難

等を実施する。

ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

(2) 市長の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、峡北広域行政事務組合消防本部及び甲斐警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、峡北広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 市長の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、峡北広域行政事務組合消防本部及び甲斐警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、峡北広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

4 毒物劇物の応急対策

(1) 毒物劇物の管理者の措置

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。

イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

(2) 市長の措置

ア 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは、峡北広域行政事務組合消防本部及び甲斐警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 漏洩、流出又はそのおそれがあるときは、峡北広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

資料編	○火薬庫所有者一覧	○高圧ガス関係事業所一覧
	○危険物規制対象物数	

第27節 民生安定事業計画

総務班	税務収納班
会計班	福祉班
商工観光班	

第1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

(1) 支援金の限度額

	限度額
複数（2人以上）世帯	300万円
単数（1人）世帯	225万円

(2) 支援金の対象経費

ア 全壊世帯

- ① 被災世帯の生活に通常必要な物品の購入費又は修理費
(自動炊飯器、電子レンジ、ガステーブル類、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、ミシン、電気アイロン、扇風機、たんす、座卓、食堂セット、食器戸棚、照明器具、鏡台、寝具(ベッドを除く。)、自転車、電話機、テレビ及びラジオ)
- ② 被災世帯の居住する地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により当該被災世帯の生活に必要な物品の購入費又は修理費
(ストーブ(温風機を含む。))電気ごたつ、防寒服、ベビーベッド(乳児用)、うば車、学生服、学習机、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器及びその他内閣総理大臣が必要と認めた医療器具又は福祉用具)
- ③ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の当該負傷又は疾病の治療のための医療に要する費用
- ④ 住居の移転に通常必要な移転費(⑤に掲げるものを除く。)
- ⑤ 被災世帯に属する者の住居の移転のための交通費
- ⑥ 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の認定の対価
- ⑦ 住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する場合における当該住宅の家賃
- ⑧ 住宅の再建設(全壊世帯が従前居住していた住宅(以下この号において「従前住宅」という。)の存していた土地(土砂災害の発生のおそれその他のやむを得ない事由により当該土地に住宅を建設することができない場合にあっては、当該土地以外の土地)の全部又は一部に新たに住宅を建設することをいう。)のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用
- ⑨ 住宅の建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料
- ⑩ 住宅の建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料
- ⑪ その他、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であって、次にあげるもの
 - ・ 住宅の建築確認、完了検査又は中間検査の申請に係る手数料又は報酬
 - ・ 住宅の購入又は賃借の代理又は媒介に係る報酬
 - ・ 住宅に係る表示の登記、所有権保存の登記、所有権移転の登記又は抵当権設定の登記に係る報酬
 - ・ 水道の給水申込みの際し水道事業者を支払う料金

イ 大規模半壊世帯

- ① 住宅(公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する場合における当該住宅の家賃
- ② 住宅の補修のため必要な当該住宅の一部の除却、当該住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用
- ③ 住宅の補修、建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料
- ④ 住宅の補修若しくは建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であって内閣府令で定めるもの
 - ・ 住宅の建築確認、完了検査又は中間検査の申請に係る手数料又は報酬
 - ・ 住宅の購入又は賃借の代理又は媒介に係る報酬
 - ・ 住宅に係る表示の登記、所有権保存の登記、所有権移転の登記又は抵当権設定の登記に係る報酬
 - ・ 水道の給水申込みの際し水道事業者を支払う料金

3 市の事務

市は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するに当たって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 市名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況

- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況(全壊・全焼・全流出、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等)
- (4) その他必要な事項

第2 中小企業金融対策
1 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	限度額	利率	期間	担保等	備考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者 災害救助法発動地域のつら、公庫、金庫が特に指定した	既往貸付の残高にかかわらず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率。 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む)	必要に応じて担保・保証人を求める。	特別利率を適用する場合は市長の発行するり災証明書が必要
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) スルガ銀行富士吉田支店 各信用金庫 各信用組合	災害貸付		(1) 各貸付の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。	それぞれの融資制度の利率。 ただし、被災率についてはその都度定める。	10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)		1 直接被害者は原則として市長の発行するり災証明書が必要 2 災害の発生した日から6カ月目の月末まで
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用金庫	災害復旧資金		組合 2,000,000万円以内 構成員 200,000万円以内	商工中金所定の利率。 ただし、特定の激甚災害等についてはその都度定める。	設備資金 15年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)		

2 信用保証について

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)による災害関係保障の特例

- (1) 機関名 山梨県信用保証協会
- (2) 概要
 - ア 災害関係保障に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。
 - イ 低減措置をとる。

第3 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成して実施する。

県・市・日本赤十字社県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

2 募集及び配分

協議会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら実施する。

3 募集及び配分結果の公表

協議会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第4 労働力確保対策

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

1 労働力の確保

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

(1) 韮崎公共職業安定所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。

ア 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。

イ 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。

ウ 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。

また、あらかじめ、常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については居住地、連絡先、連絡方法等を整理しておく。

(2) 市長は、韮崎公共職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

2 災害応急対策求人について

市長又は防災関係機関の長は、韮崎公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込みを行うものとする。

(1) 職業別所要求人の数

(2) 作業場所及び作業内容

(3) 作業時間、賃金等の労働条件

(4) 宿泊施設の状況

(5) 必要とする期間

(6) その他必要な事項

3 その他

(1) これら災害応急対策に韮崎公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準を基とすること。

(2) 韮崎公共職業安定所長は、2の求人により応募した就労希望者の配置については、緊急度、重要度等について中北地域県民センター所長と協議し、必要に応じ適宜調整を行いながら実施するものとする。

第3章 復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてるものとする。

第1 災害復旧計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため必要な施設の施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える対策についての事業計画とし、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して計画する。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

1 公共土木施設災害復旧事業計画

(1) 河川災害復旧事業計画

(2) 砂防設備災害復旧事業計画

(3) 道路、橋りょう災害復旧事業計画

(4) 下水道災害復旧事業計画

(5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

(1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画

(2) 林業用施設災害復旧事業計画

(3) 漁業用施設災害復旧事業計画

(4) 共同利用施設災害復旧事業計画

3 中小企業施設災害復旧事業計画

4 都市災害復旧事業計画

5 上水道等災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画